

行動指針

段階	入構許可の条件と活動			キャンパス内行動・範囲 十分な感染防止措置については「感染防止措置要領」で確認	申請方法
	教員	大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究員	学部生・学部研究生		
5	入構禁止。在宅での教育・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源維持管理のための最低限の入構を、学部長への申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	必要最小限の人数と滞在時間とし、目的外の場所への立ち寄りや活動、食事は認めない。	入構申請を、原則2日前までに学部長に申請、許可を得る。当日の申請は「緊急の場合（機器の故障など）」を除き認めず、必ず教員を通して行う。
4	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業の準備を目的とする短時間の立ち入りを申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室への同時立ち入りは1教員/研究室とし、研究資源の管理者と合わせて4名以下/研究室とする。行動範囲は研究資源の管理者は目的の管理場所のみとし、教員は授業準備のための研究室、コピー等作業室、学部事務室での郵便受取、洗面所等などに限定する。平日の10時から17時の間とする。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までで学科長に提出し、その後、金曜日までで学部長に申請、許可を得る。
3	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業準備に加えて、大学院博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員のみ、指導教員の申請により許可することができる。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室への同時立ち入りは教員、院生、研究員を合わせて5名/研究室以内とする。行動範囲は研究資源の管理者は管理場所のみとし、教員および実験のために入構する院生と研究員は原則として研究室のフロアを中心とし、目的外の場所への立ち寄りをしない。入構は原則として平日の10時から18時の間とする。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までで学科長に提出し、その後、金曜日までで学部長に申請、許可を得る。
2	十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔授業準備に加え、研究、さらに、大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可する。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室への同時立ち入りは10名/研究室とする。入構は原則として平日の9時から18時の間とする。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までで学科長に提出し、その後、金曜日までで学部長に申請、許可を得る。
1	十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、教育および研究活動、院生、研究員、卒業年次生の研究指導を実施することができる。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	十分な感染防止措置をとることを前提として、指導教員の指示により卒業年次生および学部研究生の研究活動を実施することができる。その他の学部生の活動については、別途指示する。	入構できる人数、時間帯、曜日を緩和するが、卒業年次生以外の学生の入構許可を含め入構条件は別途指示する。	研究室・学科レベルで入退構の管理や十分な感染防止措置が取られていることを確認する。
その他	学部長、学科長、研究科委員長、専攻主任、学生部長及び各所管長が管理運営を目的に入構する場合は、別途申請する。各段階の入構条件は、状況により変更することができる。				